

日本助産師会 団体保険制度 Q&A

加入に関するQ&A	1.	日本助産師会の会員ではないが、日本助産師会団体保険制度に加入できますか？ →日本助産師会の会員でない方は加入できません。
	2.	助産所開設者と管理者（助産師）が違う場合の加入はどのようにしたらよいですか？ →開設者：病院の理事長（非会員） 管理者：助産師（会員）の場合は助産師が管理者として加入手続きが可能です。（例：「山田花子（助産所開設者 佐藤太郎）」でOK）
	3.	助産所開設者が高齢であり（助産師の母90才）実際は娘60才が運営している場合、どのように加入すればよいですか？ →実態ではなく、助産所開設者名（母（90才）にてご加入ください。 また、娘・その他従業員は勤務でご加入ください。万が一開設者である母が亡くなる等、助産所の開設者名義の変更があれば変更手続きを行ってください。
	4.	複数の施設を有し管理している場合、保険はそれぞれの施設ごとに加入が必要ですか？ →保険はそれぞれの施設ごとにご加入いただく必要があります。

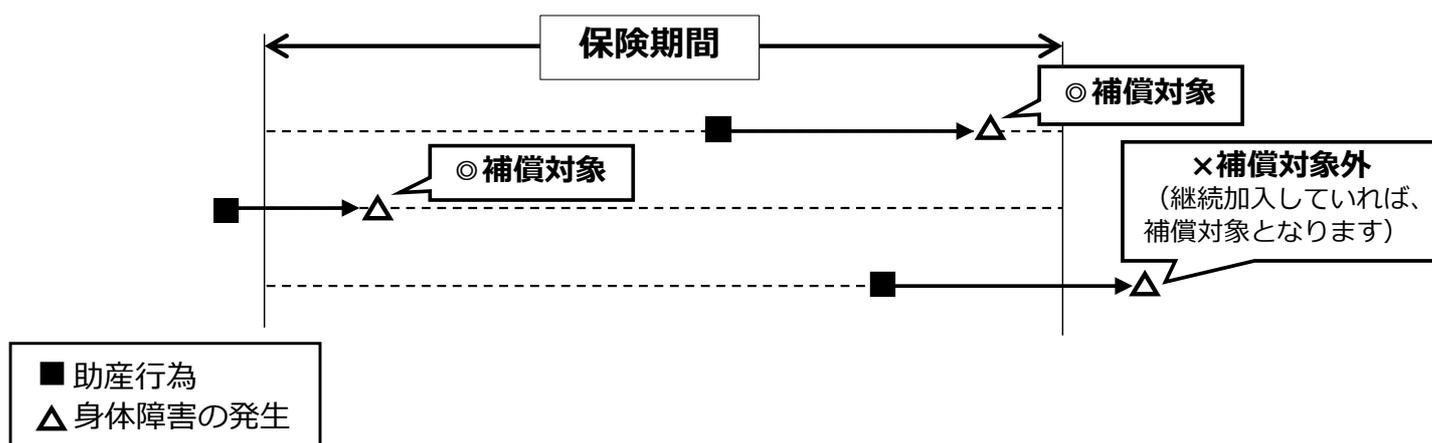
助産師賠償責任保険【分娩あり】

補償に関するQ&A	1.	大学に勤務している方が、助産師の指揮管理下において、分娩等を研修で扱う場合、助産師賠償責任保険【分娩あり】、勤務助産師賠償責任保険のどちらに加入すればよいですか？ →勤務助産師賠償責任保険にご加入ください。
	2.	「助産所業務ガイドライン2019年」に従わない助産業務を行ったことに起因する事故（例：「産婦人科医が管理すべき対象者」となっている妊産婦に対して医師が「助産所で扱ってもよい」として、助産業務を行ったことに起因する事故や以前に帝王切開の経験ある妊婦に対して、助産業務を行ったことに起因する事故）は補償対象となりますか？ →補償対象外となる可能性があります。当該制度は、「助産所業務ガイドライン2019」を遵守されている会員が加入できる制度となっております。
	3.	助産所で行う保健指導や産前産後ケアも補償対象になりますか？ →補償対象となります。
	4.	パートの助産師が事故を起こした場合も、補償対象に含まれますか？ →助産所が提訴された場合は、パートで勤務する助産師であっても「助産所の管理者 およびその使用人」の使用人に該当するので補償範囲に含まれます。 ただし、パートの助産師個人が提訴された事故の場合は補償対象外となります。
	5.	自分の助産所で分娩予定の母親が連れてきた子供をみるために保育士を雇っていますが、その保育士が子供にケガをさせた場合は補償対象となりますか？ また、その保育士は助産所スタッフの子供もみえています。その場合は補償対象となりますか？ →助産所の管理上の不備に起因する事故と考えますので、補償範囲となります。 （＊母親が連れてきた子供・スタッフの子供はOK。開設者の子供はNG）
	6.	助産所内で単純に子供同士ケンカしてケガをした場合は補償対象となりますか？ →具体的な状況にもよりますが、基本的に補償対象となりません。 助産所開設者の管理責任が発生する場合には対象となります。

助産師賠償責任保険【分娩あり】 つづき	
7.	母（A）が乳児を連れてきて乳房ケアを受けているときに傍に寝かせている乳児に、別の母（B）が連れてきた子供がいたずら等をしてケガをさせた場合は補償対象となりますか？（助産師は母（A）のケア中で乳児をみてもらえない） →助産所の間取りや寝かせている場所等の状況によります。 助産所開設者の管理責任が問われるときは対象となります。
8.	産褥入院のみを実施している。助産師賠償責任保険【分娩あり】に加入が必要ですか？ →助産師賠償責任保険【分娩なし】B-2またはB-4にご加入ください。 施設および助産師業務遂行上の過失に起因する事故や設備の所有・使用もしくは管理上の不備に起因する事故を担保するため必要です。
9.	分娩で助産所に入院するとき上の子供を連れて入院となりましたが、この場合は補償対象となりますか？ →施設の不備による事故や提供した飲食物による食中毒などは補償の対象となります。
10.	管理者が雇用していない助産師のAさんBさんに分娩を手伝ってもらう時は対象になりますか？また、管理者が不在でAとBだけで分娩となった場合は対象になりますか？ →開設者責任が発生する場合には、開設者責任分を補償します。 助産師A・Bの固有責任（個人責任を問われた場合）については当該保険では対応できません。 開設者責任のみで事案が解決する場合は、問題ないが、個人責任が追及されることを想定した場合、助産師A・Bは勤務賠償責任保険に加入した方が最善といえます。
11.	助産所を開設し加入タイプA-1で加入しているが、アルバイトで他の病院でも勤務もする場合は助産師賠償責任保険【分娩あり】だけでカバーされますか？ →当該保険は保健師助産師看護師法に基づく業務のリスクを補償しているため、個人に対し法律上の賠償責任を追及され、認められる場合には対象となります。
12.	嘱託医師の補償とはどのような補償ですか？ →助産所業務に従事しているときの医療行為に起因する事故に対する補償となります。 医師賠償責任保険では基本的に100万円の免責（自己負担額）があり、その金額に対応できるように嘱託医師の保険金額は100万円になっています。 助産所内・病院搬送後・電話による指導等も対象となります。
13.	他の病院で出産後に、助産所に乳房ケアなどで通う母親やその新生児等の保健指導中の事故は対象となりますか？ →補償対象となります。
14.	分娩を取り扱った母子に対して、何年にもわたり、助産所や他の会場を借りて、「母と子のコミュニケーション会」等を催すことがあります。（子供は乳児以上になっている）補償の対象となりますか？ →補償対象となります。
15.	助産所管理者の交代は保険加入者名義を変更すれば、継続して加入できますか？ →助産師賠償責任保険【分娩あり】は助産所と管理者個人を補償する保険のため加入者名変更はできません。解約し、新規で加入となります。

助産師賠償責任保険【分娩あり】 つづき	
補償に関するQ&A	<p>15. 保健指導業務中、患者との間で言った、言わない等精神的なトラブルが発生。保健指導中の助産師の発言が原因となりうつ等の症状がでたとして、精神科治療費と慰謝料を請求されました。このような場合は対象となりますか？</p> <p>→この患者さんの精神疾患と助産師の発言に因果関係が認められるケースは稀であり、保険適用対象となる案件は極めて限定的であると思われます。ただし因果関係が証明され、助産師の責任が明らかになるのであれば、対象とすることができます。また、裁判等になり弁護士費用・訴訟費用がかかった場合、この費用は保険の対象とすることができます。</p>
	<p>16. お産を取扱う予定がないが、継続しなくても良いですか？また解約しても良いですか？</p> <p>→解約せずに引き続きご加入ください。この保険は保険期間（加入）中に身体障害が発見された場合、補償となります。（事故の直接原因となった助産行為の発生時期を問いません。）<u>保険の継続をしなかった場合（保険解約した場合）、保険期間終了後に発見された身体障害事故は補償できません。</u> 分娩の取扱う期間のみ保険加入されていても、保険解約後に事故の発見があった場合は補償対象外となります。事故の発見までは相当の時間を要する事が多いです。</p>
	<p>17. 助産所が廃業となり、保険を解約した後に、保険加入中の助産業務が原因で損害賠償を請求された場合の補償はありますか？</p> <p>→廃業後も過去に取り扱った分娩に関して、損害賠償請求が発生する可能性がありますので、「損害賠償請求期間延長担保追加条項」をご用意しております。廃業時の解約手続きとご一緒に追加保険料をいただくことで廃業後5年間の賠償請求にも対応できます。追加保険料は「年間保険料(1年分)×37%」となります。詳細な手続きにつきましては、取扱代理店へお問い合わせください。</p>

(例) 身体障害の発見と補償の関係



身体障害の発見とはどんなときですか？

定義： **保険期間中に事故の発生を認識すること**をいいます。

被保険者が事故の発生を最初に認識したとき（認識し得たときを含みます）、または患者から被保険者に対して損害賠償請求が提起されたとき（提訴されるおそれがあると被保険者が認識したとき、または認識し得たときを含みます）のいずれか早い時点をもって事故の「発見」とします。
事故の「発見」時点の属する保険契約にて保険金が支払いとなります。

勤務助産師賠償責任保険

補償に関するQ&A

- 勤務している助産所が助産師賠償責任保険【分娩あり】に加入している場合、勤務助産師は保険加入の必要はないですか？

→勤務助産師（個人）に対して賠償請求される可能性があります。助産師個人の賠償責任が発生した場合、勤務している助産所が加入している助産師賠償責任保険【分娩あり】では補償できませんので、勤務助産師賠償責任保険へのご加入をご検討ください。
- 助産師業務以外の看護師としての業務は対象になりますか？

→対象となります。
- 保健指導業務のみを行う助産所を開設しているが、母親が開設する助産所にて勤務助産師として分娩を手伝っています。助産師賠償責任保険【分娩なし】と勤務助産師賠償責任保険に加入していますが、平成29年8月1日から看護職特約条項が改正され、勤務助産師賠償責任保険において『被保険者が助産所の開設者である場合』が免責条項に記載されています。この場合、勤務助産師としての業務では対象外となりますか？

→対象外にはなりません。勤務助産師賠償責任保険（看護職特約条項）では、あくまでも業務を行う助産所において、開設者または管理者の方を対象外としています。
- 助産所に勤務しているので勤務助産師賠償責任保険に加入しているが、個人に市区町村から委託された事業も補償対象となりますか？

→市区町村から勤務先へ委託し、勤務先からの業務として行う場合のみ補償対象となります。個人委託されている場合は「助産師賠償責任保険【分娩なし】」へご加入ください。

助産師賠償責任保険【分娩なし】

加入に関するQ&A

加入タイプが4つあり、どのタイプに加入すれば良いかわかりません。
→ご自身の業務の内容と施設あり・なしにより、次のように加入タイプが異なります。

業務の内容	開設者または管理者として施設は持っていますか	タイプ	補償対象となる事故
保健指導のみ 直接的なケアは含まない 「指導」と「健診」のみ行う	施設なし	B-1	保健指導業務が原因で生じた事故
	施設あり	B-2	保健指導業務および施設の欠陥や管理上の不備が原因で生じた事故
分娩以外の助産師業務 直接的なケアを含む ・乳房ケア ・直接的なケアを含む産前産後ケア ・乳児預かりなど	施設なし	B-3	分娩以外の助産師業務が原因で生じた事故
	施設あり	B-4	分娩以外の助産師業務および施設の欠陥や管理上の不備が原因で生じた事故

※保健指導とは訪問指導・集団指導・健診活動・健診指導を意味します。分娩を取り扱う業務・医療行為を除きます。

事故に関するQ&A

- 事故が発生した場合、どのように報告すればよいですか？

→加入者証に封入されている「事案報告書」を取扱代理店へFAXし、その後事故経緯を取扱代理店へ電話連絡をお願いします。
- 示談交渉をしてくれますか？

→保険会社や取扱代理店が被保険者の代わりに示談交渉を行うことはできません。示談交渉はできませんが、十分にご相談や援助させていただきます。